

提出された御意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する御意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	本改正に反対である。 押印でも署名でも電子署名（※1）でもよいが、主催者が自らの意思で行った事が明らかとなる様な、また法的に特段の効果を生じさせるような行為が必要であると考える。 遠隔・電子手続であっても電子署名などは問題なく行えるはずであるし（オンライン化するからといって、手続的に、より不適切さが混じるようにしてどうするのであろうか。それは単なる退化ではあるまいかと思われるのであるが（※2）。）、改正を行う場合は、「押印又は署名（電子手続の場合にあっては電子署名）」を求める内容のものにされたい。 （なお、それが行われないと、聴聞等については、不正が続発する事が危惧される事を述べておく。不正発生を望ましくないと考えるのであれば、押印又は署名（電子手続の場合にあっては電子署名）を付するようにされたい。） 意見は以上である。 ※1 もちろん、タイムスタンプ等が付いているものが適切である。（場合によっては位置情報や IP 等もあるとよいと思われるが。） ※2 そもそも、この改正の発端となった規制改革実施計画の押印・署名の廃止の案について、あまりに計画が泥縄的に過ぎると考えるが。通常、電子手続に以降する場合の手続標準等	御意見として承ります。 本省令は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされていることを踏まえ、総務省所管省令において押印を求めている手続等について、押印を不要とする等の所要の改正を行うものです。 聴聞は原則として行政庁が指名する職員が主宰することとなっており、行政庁は提出された聴聞調書及び報告書について、真正なものか容易に確認を行うことができるため、それらの書類に対し、押印又は署名を求める必要性は低いと考えます。 また、当事者等は聴聞調書及び報告書について閲覧を求めることができ、調書について誤りがあればその旨申し出ることも可能です。 押印廃止等によって当事者等の権利利益が損なわれることがないよう、適切に運用してまいります。	無

		についてもっと練ってから実施に移すべきではなかろうか。どこもここも不適切な手続を導入しているのには大きな不安を持つ。人間として大丈夫なのか、今の政府閣僚及び中央省庁の人間達は。		
--	--	--	--	--